

報告第2号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
つぎのとおり専決したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

1 建設工事請負変更契約の締結について

〔ヲナガケ川改修工事（8工区）〕

平成31年 3 月 5 日 提 出

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
下記事件を別紙のとおり専決する。

記

建設工事請負変更契約の締結について

〔ヲナガケ川改修工事（8工区）〕

平成31年 2 月 2 5 日

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

平成30年9月20日付で議決を得たヲナガケ川改修工事（8工区）について、「議会の権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について」第2条の規定に基づき、次のとおり協定の変更を行ったので報告します。

○当初契約

工 事 名：ヲナガケ川改修工事（8工区）

工 事 場 所：琴浦町大字赤碕

工事完成期限：平成31年3月20日

請 負 金 額：56,700,000円

契約の方法：指名競争入札

契 約 者：【住所】鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万362番地

【氏名】加登脇建設株式会社 代表取締役 加 登 脇 孝 彦

変更後	変更前
工事完成期限 <u>平成31年3月25日</u> 請 負 金 額 <u>一金 58,665,600円</u>	工事完成期限 <u>平成31年3月20日</u> 請 負 金 額 <u>一金 56,700,000円</u>

備考 変更部分は下線の部分である。

【変更理由】

本工事の工区は、農業用水路が合流して流下している区間であり、水田耕作を終えた農閑期での着工であることから用水路を締め切ったの施工を予定していたが、水利権者との調整において水利の使用があること及び用水路の維持管理上、締切ることが困難であることが判明したため、水中ポンプによる水替として常時排水を142日間行うこととしたことによる。

また、水替工の準備により、不測の日数を要したため工期を5日間延長する。